

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成30年 11月1日	平成30年 11月15日	特定非営利活動法人あゆみ倶楽部の ・特定非営利活動法人設立認証申請書一式(平成15年4月8日付け收受) ・特定非営利活動法人定款変更認証申請書一式(平成20年12月2日付け收受) ・特定非営利活動法人定款変更認証申請書一式(平成27年2月13日付け收受)	部分公開	1 2 号	市民局	NPO法人 担当
平成30年 11月9日	平成30年 11月22日	別紙1のとおり	不存在	号	市民局	総務担当
平成30年 11月23日	平成30年 12月7日	別紙2のとおり	不存在	号	市民局	総務担当
				号		
				号		
				号		
				号		

請求のあった公文書の件名又は内容

世論調査

- ・ 標本が母集団を代表しているかを確認していない（実際、なっていない）
- ・ 母集団の推計はできない

民間ネット調査、市政モニター

- ・ 標本は母集団の代表にはなっていない
- ・ 調査結果は、「市民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。

共通

- ・ 測定値が母集団に適用できるかの確認はしていない

どうしようもなくでたらめですね。標本調査において標本が母集団を代表しないということは、観測をやり直す（＝標本を差し替える）ごとに測定値が大きく変動してしまうものであることは、統計の基礎知識があればわかりそうなものですが。結局これらの調査では母集団に関する何らの知見を得られないということですね。

測定値がこのような状態であるのに「アンケート調査結果の活用状況」のページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000334969.html>

の平成 28 年度調査結果の活用状況及び平成 27 年度調査結果の活用状況に記載されている各部署では、「調査結果から分かった内容」の記載を事実上母集団値であると扱い、「調査結果を踏まえて改善・検討した事柄」に記載の判断を行っているのですよね。

このような判断が可能である根拠が示された文書を公開してください。

市政改革室には聞いていません。調査結果の解釈や事業実施の可否判断は各部署で行っているのですよね。調査結果をどのように解釈し、どのように判断に結び付けているのかを確認したいので、回答は上記ページに記載のある港湾局をはじめとする各部署からお願いします。

併せて、市政改革室のでたらめな各調査により事業実施の可否判断や運営方針の設定を誤っている可能性が高いのではないですか。この点についても正しく判断できているのかどうかを示されている文書を公開してください。（市民局に係るものについて）

請求のあった公文書の件名又は内容

平成 30 年 11 月 7 日付で行った公開請求について、いくつかの部署から「調査から分かった内容」の記載に際しては、母集団に適用可能かどうかの判断はおこなっていないことから、「このような判断が可能である根拠が示された文書」及び「正しく判断できているのかが示されている文書」については作成または取得しておらず、実際に存在しないためとの理由で不公開による非公開の決定通知書が届きました。残りの部署も同様なのですが、この理由は全くの的外れです。

元の請求内容に「調査結果の解釈や事業実施の可否判断は各部署で行っているのですよね。調査結果をどのように解釈し、どのように判断に結び付けているのかを確認したい」と記載したはずですが。

調査結果をもとに、何らかの根拠をもって「調査から分かった内容」に記載された内容が調査から分かったと判断し、何らかの根拠をもってこの記載内容が正しいものであると判断し、「調査結果を踏まえて改善・検討した事柄」の行動を起こしたのですよね。

また、同様に何らかの根拠をもって調査結果が正しいと判断し事業実施の可否判断や運営方針の設定を行っているのですよね。

これらの根拠・判断は、「母集団に適用可能かどうかの判断を行っていない」こととは無関係になされたはずですが。現にその結果が

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikai/kakushitsu/page/0000334969.html>

のページに掲載されているではありませんか。

これらの根拠・判断が記載された文書を公開してください。

例えば、28 年度分の大阪港の公害防止対策事業の例ですと、「大阪港の公害防止対策事業について、「言葉も内容も知らなかった」と回答した割合が 72.0 パーセントと最も高く、「言葉も内容も知っていた」と回答した割合は 2.5 パーセントに留まっており、認知度は低いですが、必要性については、肯定的な回答の割合は 90.1 パーセントと高いものであった。」との記載がありますが、この 72.0%などの数値がどのように市政モニターの結果から導かれたのかが示された文書です。

そして、この記載では 72.0%は母比率の推計値として取り扱われていますが、なぜ母比率の推計値となりうるのか及び、この数値が正しい（信頼できる）と判断した根拠が示された文書です。（ただし、既に web で公開されているものは除く）

（市民局に係るものについて）